平成17年西東京市教育委員会第4回定例会会議録

1 日 時 平成17年4月27日(水)

開会 午前9時35分 閉会 午前11時37分

2 場 所 西東京市防災センター 講座室 2

3 付議事件 別紙議事日程のとおり

4 出席委員 委 員 長 竹尾格

委員長職務代理者大後 みき子委員角田 冨美子

教 育 長 宮崎 美代子

5 出席職員 学 校 教 育 部 長 村野 正男

学校教育部副参与兼教育庶務課長 二谷 保夫

学校教育部副参与兼学務課長 富田 和明

指 導 課 長 大町 洋

統 括 指 導 主 事 中村 豊

生 涯 学 習 部 長 名古屋 幸男

社 会 教 育 課 長 宮寺 勝美

生涯学習部副参与兼スポーツ振興課長 富所 利之

生涯学習部副参与兼保谷公民館長 島崎 隆男中 央 図 書 館 長 小池 博

6 事務局 教育庶務課庶務係長 白井清美

教育庶務課庶務係主査 大和田 順子

7 傍聴人 7人

平成17年西東京市教育委員会第4回定例会議事日程

日 時 平成17年4月27日(水) 午前9時30分から

場 所 西東京市防災センター6階 講座室2

第1	会議録署名委員の	指名
第 2	議 案 第 19号	西東京市スポーツ施設条例(申出)
第3	議案第20号	西東京市社会教育委員の解嘱及び委嘱についての専決処分について
第 4	議案第21号	西東京市スポーツ振興審議会委員の解嘱についての専決処分につい て
第 5	議案第22号	西東京市公民館運営審議会委員の委嘱について
第 6	議案第23号	西東京市図書館協議会委員の解嘱についての専決処分について
第7	議案第24号	西東京市図書館協議会委員の委嘱について
第8	議案第25号	西東京市立学校給食運営審議会委員の解嘱及び委嘱についての専決 処分について
第 9	議案第26号	西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱について
第10	議案第27号	西東京市スポーツセンター条例を廃止する条例(申出)
第11	議案第28号	西東京市総合体育館条例を廃止する条例(申出)
第12	議案第29号	西東京市運動場設置条例を廃止する条例(申出)
第13	議案第30号	西東京市健康広場条例を廃止する条例(申出)
第14	議案第31号	西東京市テニスコート条例を廃止する条例(申出)
第15	議 案 第 32号	西東京市ひばりが丘運動場条例を廃止する条例(申出)

第16	議 案 第 33号	西東京市武道場条例を廃止する条例(申出)
第17	議 案 第 34号	平成16年度西東京市立中学校の校長人事の内申についての専決処分 について
第18	議案第35号	平成17年度教育関係暫定補正予算について(申出)についての専決 処分について
第19	報告事項	(1) 第1回定例議会報告 〔学校教育部長・生涯学習部長〕
		(2) 児童・生徒数、学級数について 〔学務課長〕
		(3) 学校医等の委嘱について 〔学務課長〕
		(4) 平成16年度適応指導教室「スキップ教室」在室生徒の中学卒業 後の進路について 〔教育相談課長〕
		(5) 西東京市史跡公園整備構想報告書について〔社会教育課長〕
		(6) 西東京市社会体育施設使用料の適正化について(答申)について
		(7) 平成17年度公民館事業計画について [保谷公民館長]
		(8) 平成17年度図書館事業計画について 〔中央図書館長〕
		(9) 平成17年度菅平少年自然の家事業計画について 〔社会教育課長〕
		(10) 田無第四中学校の盗難事件について [指導課長]
		(11) 西東京市スポーツに関するアンケート調査報告書について 〔スポーツ振興課長〕

西東京市教育委員会会議録

平成 1 7 年第 4 回 (4月 2 7日)

午前9時35分開会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成17年第4回西東京市教育委員会定例会を開会いたします。 これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は角田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第19号 西東京市スポーツ施設条例(申出)、日程第10 議案第27号 西東京市スポーツセンター条例を廃止する条例(申出)、日程第11 議案 第28号 西東京市総合体育館条例を廃止する条例(申出)、日程第12 議案第29号 西東京市運動場設置条例を廃止する条例(申出)、日程第13 議案第30号 西東京市健 康広場条例を廃止する条例(申出)、日程第14 議案第31号 西東京市テニスコート条 例を廃止する条例(申出)、日程第15 議案第32号 西東京市ひばりが丘運動場条例を 廃止する条例(申出)、日程第15 議案第32号 西東京市ひばりが丘運動場条例を 廃止する条例(申出)、日程第16 議案第33号 西東京市武道場条例を廃止する条例 (申出)、日程第19 報告事項(6)西東京市社会体育施設使用料の適正化について(答 申)について、を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第19号 西東京市スポーツ施設条例(申出)、についての提案理由を説明いたします。

先ほど委員長からも御説明がございましたように、議案第27号から第33号及び報告事項(6)につきましては議案第19号に関連いたしますので、一括して提案理由を説明させていただきます。

まず、議案第19号 西東京市スポーツ施設条例(申出)についての提案理由を説明させていただきます。

本案は、西東京市内にありますスポーツ施設の管理運営に関して指定管理者制度を導入することを目的として、新たに条例を制定するものです。

その前提として、少し説明をさせていただきます。本条例には、使用料の設定項目がございます。この使用料を設定するに当たり、2月13日の平成17年第1回教育委員会臨時会において、西東京市使用料等審議会に社会体育施設使用料の適正化を諮問しました。その結果、今回、報告事項(6)にありますように、審議会から社会体育施設の使用料が答申されました。このことにより、本条例の別表、使用料を改定及び設定するものです。

報告事項につきましては、後ほど事務局から説明させていただきます。

また、本条例を制定するに当たり、今までスポーツ施設の条例は個別に設置しておりましたが、その条例を廃止する条例を抱き合わせで審議していただき、市長へ申し出を行うものでございます。

廃止する条例は、議案第27号 西東京市スポーツセンター条例を廃止する条例、議案第28号 西東京市総合体育館条例を廃止する条例、議案第29号 西東京市運動場設置条例を廃止する条例、議案第30号 西東京市健康広場条例を廃止する条例、議案第31号 西東京市テニスコート条例を廃止する条例、議案第32号 西東京市ひばりが丘運動場条例を廃止する条例、議案第33号 西東京市武道場条例を廃止する条例、以上7件の条例を廃止

するため、申し出するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、事務局より説明させていただきます。

富所スポーツ振興課長 それでは、議案第19号 西東京市スポーツ施設条例(申出)、に つきまして教育長に補足して説明させていただきます。

まず初めに、議案送付については、法規担当との調整に時間がかかりまして、当日配付になりましたことについてはまことに申しわけなく思っておりますので、この場をおかりしておりむ申し上げます。

それでは、条例提案に至る経過説明をまず最初にさせていただきます。

初めに、本市として、スポーツ施設の指定管理者制度の導入及び(仮称)西東京市体育館の建て替えによる条例の制定が必要であります。

本市のスポーツ施設の状況を御説明いたしますと、西東京市スポーツセンター条例、総合体育館条例をはじめ、7本の設置条例により10施設が管理運営されているところでございます。しかし、総合体育館に見られますように、使用区分が他の施設と相違があるために、市民に利用の機会をふやすために使用区分を是正すべきとの御意見もいただいているところでございます。また、市民団体以外の団体の当該使用料が市内施設間で相違が生じていることなど、合併後の一市二制度の解消が必要とされているところでございます。そのようなことから、スポーツ施設の市民利用等でわかりづらいところもありましたので、わかりやすくするために総合的な条例制定が必要となりました。

さらに、地方自治法の一部改正をする法律が平成15年6月に公布され、9月に施行されたことにより、公の施設が指定管理者制度へ制度変更されました。本市としては、平成16年5月に指定管理者制度取り組み方針が示される中で、スポーツ施設の全施設を指定管理者制度に移行すべき検討を重ねているところでございます。

先ほど御説明いたしましたが、問題を解決する方法として整理することは、1点目としては、10施設7条例に指定管理者条項を盛り込むことは市民にわかりづらい条例となること。2点目は、(仮称)西東京市体育館の建て替えにより、設置条例の制定が必要になること。以上のことを総合的に判断することにより、西東京市スポーツ施設条例に(仮称)西東京市体育館を含めて総合条例として新たに制定するものでございます。

それでは、西東京市スポーツ施設条例(申出)、について御説明させていただきます。 恐れ入りますが、1ページ目、条例の本文でございますが、お開きください。

第1条の目的、設置については、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションその他社会 体育等の普及振興を図り、もって市民の健康の増進を寄与するため、西東京市スポーツ施設 (以下「スポーツ施設」という。)を設置するものでございます。

第2条の名称及び位置については、恐れ入りますが、説明の中で大分飛んで申しわけございませんが、8ページ目に別表の第1がございます。それをお開きください。既存施設10 施設と、今回新たに設置する西東京市南町スポーツ・文化交流センターについて御説明いたします。

現在建て替え中の(仮称)西東京市体育館でありますが、施設名称を西東京市南町スポー

ツ・文化交流センターとするものでありますが、この施設は、国庫補助金のまちづくり交付金の制約がある中で、施設としては地域交流センターの位置づけがあります。そのようなことから、スポーツ振興審議会の意見を聞くことにより決めさせていただきましたので、御理解いただければと思っております。

恐れ入りますが、条例本文の1ページ目にお戻りいただけたらと思います。第3条の事業については1号から5号までの事業を行うものでございますが、1号の体育、スポーツ、レクリエーション、社会教育活動等のためのスポーツ施設の提供に関することでありますが、 先ほど御説明差し上げましたように、南町スポーツ・文化交流センターは、2階に展示することも可能な多目的ホールを備えていることから、このように表記させていただきました。

第4条、指定管理者による管理でございますが、地方自治法244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるものでございます。また、管理運営については、2項1号の施設の維持管理、2号の施設等の利用承認、3号の利用料金制を導入しておりますので、施設利用の料金の収受、減額、免除及び還付に関する業務とするものでございます。

恐れ入りますが、先ほど御説明差し上げました別表の次の別表2をお開きいただければと思っております。別表2の第4条、第9条、第29条関係でございますが、利用料金の上限については、既存施設は現行条例の使用料を基本的には引き継ぐものでございます。そのようなことがありますので、料金改正は既存施設については行ってございません。

ただ、総合体育館につきましては、先ほど御説明しましたように、利用区分が1日3区分ということもございましたので、いろいろな今までの御意見を踏まえまして、総合体育館は3時間を1区分として1日4区分に是正を行いました。区分変更については、昼間、夜間の今までの時間単価を変えることなく設定させていただいたものでございます。

別表2の次のページをお開きください。中ほどでございますが、南町スポーツ・文化交流 センターは、使用料等審議会の答申に基づき、新たな使用料金を設定させていただいたもの でございます。これにつきましては、先ほど教育長も説明差し上げましたが、恐れ入ります が、報告事項の(6)で資料が添付されてございますが、西東京市社会体育施設使用料の適 正化についての答申についてをあわせて御説明させていただきたいと思いますので、答申書 をお開きいただければと思っております。

西東京市社会体育施設の適正化については、西東京市使用料等審議会より答申がありましたので、報告させていただきたいと思います。使用料等審議会では実質審議が3回行われ、4月8日付で答申されたものでございます。

答申内容は、(仮称)西東京市体育館の施設使用料は、別紙のとおりで設定することが妥当であろうとされているものでございます。

恐れ入りますが、別紙をお開きください。答申内容はこの表のとおりでございますが、団体使用料は、原価計算から負担割合を50%として求めまして、理論上適正額により使用料が設定されたものでございます。参考までに、平米単価でちょっと御説明差し上げますと、新料金としましては平米単価35円になるところでございますが、諮問のとき御説明した平米単価は約24円でございました。そのようなことから、審議会の審議を経る中で約1.45倍となるような使用料が設定されたものでございます。この答申を尊重し、スポーツ施設

条例の使用料設定を行いましたので、よろしく御理解いただきますようお願いいたしたいと思います。そのようなことで、この表の中で南町スポーツ・文化交流センターについては料金設定させていただいたところでございます。

なお、個人使用料については諮問のときと同額でございます。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、恐れ入りますが、条例本文の中の2ページをお開きいただければと思います。

第5条でございますが、休日、第6条の開場時間については、既存施設は、現行の条例に定められている休場日、開場時間を引き継ぐものといたしております。また、南町スポーツ・文化交流センターにつきましては、スポーツ振興審議会から平成16年7月に提言された(仮称)西東京市体育館の管理運営についてを尊重することにより、休場日、開場時間を定めたものでございます。

開場時間については、別表でございますが、6ページ目になりますが、別表3、第6条関係を御参照いただければと思っております。この別表3、6条関係でございますが、この中で、おおむね9時から9時まで、箱物については9時から9時まで。あと、グラウンドについては、おおむね期間によりまして早朝から若干遅くまで御利用なさるということもございますので、このような状況を設定させていただいています。ただ、基本的には現行条例から変えてございませんので、よろしく御理解いただければと思います。

それでは、その中で、5条の中の1号でございますが、西東京市スポーツセンター、こちらについても現行条例を変えているところではございませんが、現行施設との差が出ておりますので若干説明させていただきますと、スポーツセンターについては、毎月の定休日についてはすべて既存施設と同じでございますが、この中で年末年始の休日が若干変わってございます。これは当初、平成5年開設時にそのときの教育委員会の考え方がありまして、市民が休んでいるときに御利用いただくというような考え方のもとで、年末年始の休日が設定されておりますので、下の2号の総合体育館等に比べますと2日間短縮されてございます。そのような差はございますが、これは施設としての当初設立のときの考え方が引き継がれているものでございますので、このような形になっています。また、あと一つの大きな原因としては、温水プールがあるということで、市民の皆さんがお休みのときに御利用いただくというような考え方がございますので、ちょっと差がありますので、補足して説明させていただきました。

それでは、恐れ入りますが、条例の2ページ目でございますが、第7条、第8条、利用の承認、利用の承認の取り消し等については、このような形で定めさせていただいたものでございます。

恐れ入りますが、次のページ、3ページ目になりますが、お開きいただければと思います。 9条の利用料金の納付については、1項の利用者は利用料金を前納することとなっておりますが、これについては、現在の公共施設の予約システム上、前納する現行システムと変わる ものではございませんので、現行の内容を変えてはございませんので、御理解いただければ と思います。

2項の利用料金は、先ほど御説明いたしましたが、別表2に定める金額の範囲内において、

指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとなっております。

3項にありますように、利用料金制を導入することから、利用料金は指定管理者の収入として収受されるものでございます。

それでは、第10条の利用料金の減免及び免除について御説明差し上げたいと思います。 指定管理者は、別表4に定める基準に従いまして、利用料金を減額または免除することがで きるものでございます。

恐れ入りますが、先ほどの別表の第4をお開きいただければと思います。こちらには、基本的には、先ほども開館時間等でも御説明していますが、現行条例の減免、免除制度を引き継ぐものという形で条例制定させていただいております。表の中の2でございますが、社会教育団体が利用するときの市民等を対象として実施する事業は現行条例と同じで、スポーツ振興策として免除するものでございます。このことは、備考の1を御参照いただければと思いますが、事業というものはどういうものかということでございますが、この事業については、市民等を対象に実施するスポーツ大会、競技大会を言うものでございますので、体育協会、または固有の連盟等が市民を対象とする大会等については、現行条例と同じような形で免除をするということになってございます。

それから、その右側でございますが、大会以外の利用は2分の1を減額するものです。現行では、合併時の調整によりまして、ここの団体の利用については80%の減免でございました。これについては、スポーツ振興審議会等の意見を聞くことにより是正を行う中で、2分の1に減額という形に改めさせていただいたもので、御理解いただければと思っております。

備考の4でございますが、個人利用の利用の中で、1号から4号に該当するものは免除するものでございます。また、市民等以外のものは利用料を2分の1に減額するものでございます。こちらに載せているものは、ハンディキャップがある方、または弱者を救済する意味での免除規定でございますので、御理解いただければと思っております。

あと、指定管理者制度に移行する中でちょっとポイントになるところなんですが、この中で、従来であれば、市と教育委員会が利用する場合は、現行条例では免除をしておりました。新条例では免除規定から除かせていただいております。その理由としましては、指定管理者制度導入に伴いまして、市または教育委員会が利用する場合には有料で御利用いただくということで、利用料金制度の趣旨を明確にしたものでございます。したがって、市教育委員会のスポーツ施設の利用料金はあらかじめ18年度予算等の中で予算化を行い、有料で御利用いただくというような市の方針で今進めているところでございますので、御理解いただければと思っております。

それでは、申しわけございませんが、本文の11条にお戻りいただければと思っております。3枚目になりますが、条文の11条、12条、13条につきましては、利用料金の不還付、権利譲渡等の禁止、施設等の変更禁止を定めたものでございます。

第14条、15条は、指定管理者の公募、指定管理者の指定の申し込みを定めたものでございます。公募については、スポーツ施設の名称、設立目的、規模その他の概要、指定管理者が管理する業務の範囲、管理する期間、指定を受けるために必要な資格、公募の期間を明

らかにして公募を行うものでございます。指定の申し込みについては、1号でありますが、 スポーツ施設の事業計画書と法人の定款等の謄本、収支決算書、事業計画書にかかわる収支 見積書などの提出を行っていただくものでございます。

それでは、恐れ入りますが、次のページ、16条の欠格事由について御説明させていただきます。この条文についての内容を概略御説明差し上げますと、市長、助役、収入役等がかかわっている法人 市が資本金その他これに準ずるものの2分の1を出資している団体を除くのでございますが、市長、助役、収入役等がかかわっている法人は指定管理者となることができないものを定めているものでございます。

2項の市の執行機関たる委員会の委員等、または3項の議会の議員がかかわっている法人は、公の施設の指定管理者としないものでございます。

それでは、17条、指定管理者の選定についてを御説明差し上げたいと思います。申し込み団体の中から次に挙げます1号から4号の基準に基づきまして選定を行い、指定管理者の候補団体を選定するものでございます。

18条、19条の指定管理者の指定、指定管理者の指定期間を定めたものでございますが、指定管理者の指定は、候補団体を地方自治法第244条の第6号に基づく市議会の議決を経た後に行うものでございます。市議会については、12月の定例会に上程を予定しているところでございますので、6月の定例会で条例制定が行われた後に公募等を行う中で、12月の定例会に向かって業者の指定候補者を絞っていくということになるかと思っております。指定期間につきましては、5年間とすることを考えております。

第20条から28条につきましては、指定管理者の公表、協定の締結、事業報告書の作成及び提出、管理運営報告の聴取等、恐れ入りますが、次のページ、5ページ目でございますが、指定管理者の指定の取り消し等、個人情報の取扱い、情報公開、原状回復の義務、損害賠償の義務等ですが、具体的な管理基準とそれに伴う指定管理者の責務を定めたものでございます。 この中で、25条の個人情報の取り扱いについて若干説明させていただきたいと思っております。公の施設で知り得た個人情報に関しましては、市の機関と同様、個人情報等の保護に配慮する必要があるため、設置条例及び協定などで規定するものでございます。この辺についてはしっかり規定の中、協定で定める中で行っていきたいと思っているところでございます。

それでは、29条でございますが、教育委員会による管理につきましては、次のページまで及ぶところでございますが、次のページ、6ページ目をお開きください。ここに定めている条文につきましては、概略説明いたしますと、指定管理者の募集につきましては、原則的に先ほど説明しましたように公募プロポーザル方式によって行うものでございますが、公募に対して応募者がなかった場合、または応募者のうち指定管理者として最低基準を示す候補者がなかった場合に、一時的な措置として教育委員会がスポーツ施設の管理運営を行う必要が生じた場合に準用する規定をここに設けているものでございます。わかりやすく言いますと、教育委員会が直営する場合に、この条文の中で読みかえをする中で管理運営を行うという条文でございます。

それでは、30条、委任につきましては、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定

めるものでございます。

附則、施行期日、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

西東京市南町スポーツ・文化交流センターの供用開始につきましては、2項でございますが、西東京市南町スポーツ・文化交流センターは、18年の5月1日から供用開始をするものです。したがって、開設日を5月1日と今予定しているところでございます。

経過説明の3項でございますが、この経過につきましては、概略説明しますと、この条例により廃止される前の条例に基づく施設は、本条例に基づく施設として同一性を持って存続するものとするものでございます。

恐れ入りますが、次のページの7ページになりますが、4項でございますが、この条文に つきましても概略説明いたしますと、旧条例により施設使用の使用承認を受けている者は、 この条例の相当規定に基づき利用の承認を受けたものとみなすものでございます。

以上、西東京市スポーツ施設条例を18年の4月1日に施行するということで定めるために、議案第27号、西東京市スポーツセンター条例から議案第33号、西東京市武道場条例までの7条例を平成18年3月31日をもって廃止するものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いしたいと思いま す。以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 ちょっと基本的なことなんですけれども、さっきから、まだ拝見したばかりでよくわからないところも多いんですけれども、この施行期日は来年の4月1日ですね。それをやっぱりもう今から決めなくちゃいけないんでしょうか。今日ここで議決というんでしょうか、私たちが採択しないといけないんでしょうか。

富所スポーツ振興課長 本日、教育委員会の方に設置条例の申し出につきましては、今回の条例の制定の目的が、指定管理者制度の導入を条例に反映させるということでございます。 そのようなことから、6月の定例会の市議会に設置条例について制定を上程していくところでございますが、そこで条例を制定する中で、先ほども説明させていただきましたが、6月以降から12月の定例会までの間に指定管理者制度の公募を行いまして、その業者の候補者を絞っていくという中で、その根拠条例になるものが本日御説明させていただいておりますスポーツ施設条例でございますので、今回教育委員会の中で決定をしていただいて、それを受けて市議会の方に6月に申し出をしていくというふうな手順がございますので、本日の教育委員会の中で決定をしていただければと思っているところでございます。

大後委員 私がよく伺っていなかったかもしれなくて、申しわけありませんでした。そうしますと、少し細かいことなんですけれども、ちょっと内容のことで伺いたいんですが、第3条のところに、さっき御説明がありましたけれども、第1号の社会教育活動等という言葉が入っているのは、今度新しくできる南町スポーツ・文化交流センターの多目的ホールのためというふうにさっき伺ったと思うんですけれども、この体育、スポーツ、レクリエーション、社会教育活動、社会体育活動という言葉がこの中にいろいろ詰まっているんですけれども、その辺の使い分けというのは以前からもうわかっていることなんでしょうか。

それと、社会体育活動という言葉が第2、第3、第4と入ってきていますけれども、この

第1号のところには、そうしたら、社会体育活動という言葉は入れなくてもいいんでしょうかということなんですが。

富所スポーツ振興課長 これにつきましては、まず1号につきましては施設の提供、あと2号につきましては指導普及に関すること、3号につきましては情報提供等に関するということで、各号でいろいろなことを定めているところでございます。今御質問にありました社会教育活動等のためにスポーツ施設の提供をするということで、体育、スポーツ、レクリエーション、あと本来であれば社会体育活動が含まれるのではないかと思われますが、まことに申しわけございませんが、この社会教育活動等の中にそれを含めていると。

今回、特にここで社会教育活動を表示させていただいたのは、先ほど御説明差し上げましたように、本来であれば、体育施設につきましては社会教育活動に御利用はできないという施設でございますが、先ほどの多目的施設があるということで、このようなことを表記させていただいたものでございます。この辺については、法規との調整の中でいろいろ議論があったところなんですが、社会体育活動をここで明示しなくても、その「等」の中に含めているんだというような理解をしているということで、合意が得られたものでございます。

大後委員 あと、第5条なんですけれども、先ほど休業日のことを伺いましたけれども、西東京市スポーツセンターは、設立時の方針で他の施設とは若干違うということなんですが、 それは1月2日と1月3日を開場するということですね。ちょっと参考に伺いたいんですが、 今まで1月2日とか3日の利用者というのはどのくらいあるものなんでしょうか。

富所スポーツ振興課長 ちょっと今、数字は持ってきていないんですが、今、財団が管理しているスポーツ施設でございますが、これにつきましては、特に体育施設については団体利用ということもございますので、若干平日、通常のときより落ちるということは聞いています。ただ、その中で、トレーニング室と温水プールについてはやっぱり御家族で御利用なさるということで、通常の運営程度には皆さんに御利用いただいているというお話を聞いてございます。

角田委員 11施設が一本化されるということにつきましては大賛成で、また、内容については先日いただきました報告書で大体大まかに理解いたしました。

ちょっと 2 点ばかり細かいところなんですが、 1 点は、この指定管理者の決め方も伺いましたが、最終的には 1 者に絞るのですか。

2点目は、別表4ですけれども、別表4の3、その他指定管理者が必要と認めるときというのは例えばどういうときなのか。この下に書いてあるのは2のところかななんて思いながら見ていたのですが、この辺の説明をお願いしたいと思います。

富所スポーツ振興課長 済みません。今、2点目の御質問はちょっと意味がわからなかったんですが、もう一度お願いできればと思いますが。

角田委員 別表4の3、その他指定管理者が必要と認めるとき。

富所スポーツ振興課長 表の中でございますね。

角田委員 そうです。

富所スポーツ振興課長 まず1点目でございますが、指定管理者制度の業者決めにつきましては、市内のスポーツ施設が有料施設と無料施設が混在しているということもございますの

で、その中で施設を特定して業者に公募を受けるとすると、無料施設はなかなか指定管理者としてはうま味がないというんですか、そういうことになりますので、業者が公募してこないという可能性もございます。その辺が1点と、あと一つが、合併時以降、旧保谷地区は財団が管理している、旧田無地区については教育委員会直営で施設を管理しているということで、非常に市民にわかりづらい部分がございます。そのようなこともございますので、今回の指定管理者制度には、先ほどの理由も含めまして、1業者により統一的な施設管理をしていただくというような考え方に基づきまして、1業者にするという考えで今現在進んでいるところでございます。

2点目の別表4の関係でございますが、これについては、指定管理者が認めるということについては、よくありますように、市長が認めるというような形で普通条文構成になっているんですが、今回についてはすべてのことについては指定管理者に任せるということもございますので、この条例の中で反映できなく、なおかつそういう必要性がある場合については、指定管理者が認める中で免除または減免ができるということで、それは当然市との協議の中で行うことでございますが、その辺のところをちょっと枠をある程度緩めているということでございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより採決いたします。採決は議案ごとに行います。

議案第19号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第19号 西東京市スポーツ施設条例(申出)、は原案のとおり可決されました。

議案第27号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第27号 西東京市スポーツセンター条例を廃止する条例(申出)、は原案のとおり可決されました。

議案第28号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第28号 西東京市総合体育館条例を廃止する条例(申出)、は 原案のとおり可決されました。

議案第29号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第29号 西東京市運動場設置条例を廃止する条例(申出)、は 原案のとおり可決されました。

議案第30号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔 替成者举手〕

全員賛成。よって、議案第30号 西東京市健康広場条例を廃止する条例(申出)、は原 案のとおり可決されました。 議案第31号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第31号 西東京市テニスコート条例を廃止する条例(申出)、は原案のとおり可決されました。

議案第32号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第32号 西東京市ひばりが丘運動場条例を廃止する条例(申出)、は原案のとおり可決されました。

議案第33号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第33号 西東京市武道場条例を廃止する条例(申出)、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第20号 西東京市社会教育委員の解嘱及び委嘱についての専 決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第20号 西東京市社会教育委員の解嘱及び委嘱についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

本案については、平成17年3月31日及び平成17年4月1日の教職員の人事異動に伴い、委員選出区分のうち学校教育の関係者が平成17年3月31日付にて解嘱、そして同年4月1日付をもって新たに選任されましたが、緊急を要し、教育委員会を開催するいとまがないため、教育委員会事務委任規則第6条の規定により専決処分しましたことについて報告し、御了承いただきたくお願いするものでございます。

その内容につきましては、次ページ以降の専決処分書をご覧いただきたいと思います。

なお、任期につきましては、前任者の在任期間である平成17年6月30日までとなって おります。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第20号 西東京市社会教育委員の解嘱及び委嘱についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第21号 西東京市スポーツ振興審議会委員の解嘱についての 専決処分について、及び日程第9 議案第26号 西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱 について、を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第21号 西東京市スポーツ振興審議会委員の解嘱についての専決処分に ついて、及び議案第26号 西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱について、は関連して おりますので、一括して提案理由を御説明申し上げます。

議案第21号については、平成17年3月31日付によって退職に伴い、委員選出区分のうち学校体育の関係者及びスポーツに関する学識経験者を平成17年3月31日付にて解嘱しましたが、緊急を要し、教育委員会を開催するいとまがないため専決処分しましたことについて、教育委員会事務委任規則第6条の規定により報告し、御承認をいただきたくお願いするものであります。

その内容につきましては、次ページ以後の専決処分をご覧いただきたいと思います。

議案第26号については、議案第21号で専決処分いたしました西東京市スポーツ振興審議委員の解嘱に伴い、後任の委員の委嘱について、教育委員会事務委任規則第2条第8号に基づき提案をするものでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

その内容につきましては、次ページ以降をご覧いただきたいと思います。在任期間は平成 17年5月、6月の2カ月間でございます。

以上です。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより採決いたします。採決は議案ごとに行います。

議案第21号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第21号 西東京市スポーツ振興審議会委員の解嘱についての専 決処分について、は原案のとおり承認されました。

議案第26号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第26号 西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱について、は 原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第5 議案第22号 西東京市公民館運営審議会委員の委嘱について、を 議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第22号 西東京市公民館運営審議会委員の委嘱について、の提案理由を 御説明します。

本案については、現在の公民館運営審議会委員は4月30日をもって任期満了になりますので、後任の委員の委嘱について、教育委員会事務委任規則第2条第8号に基づき提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

議案の内容につきましては、事務局より説明いたさせます。

名古屋生涯学習部長 それでは、教育長に補足いたしまして御説明申し上げます。

まず、委員の定数及び任期でございますけれども、任期につきましては、平成16年4月 1日から施行されております1中央館5分館方式に伴います経過措置によりまして、現在1 7名となっている委員定数を条例に基づく14名といたしまして、任期につきましては、平成17年5月1日から平成19年4月30日までの2年間とするものでございます。

次に、選出区分及び人数でございますが、社会教育法第30条並びにそれを受けました公 民館設置及び管理等に関する条例施行規則第9条の規定に基づきまして、学校教育の関係者、 社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者の4区分から 選出いたしております。

学校教育の関係者は、小・中学校校長会から推薦された2名を選出いたしております。

社会教育の関係者につきましては、公民館の統一、1中央館5分館方式の説明会で出されました利用者の意見を尊重いたしまして、各公民館の利用者等から1名ずつの計6名、そのほかに、市民参加条例に基づきまして市民公募委員を2名、合計8名を選出いたしているところでございます。

家庭教育の向上に資する活動を行う者の区分につきましては、育成会から1名、主任児童 委員から1名の計2名を選出いたしております。

学識経験のある者につきましては、武蔵野大学から1名と中央大学から1名、計2名を選出いたしているところでございます。

なお、各区分ごとの人数につきましては、附属機関委員にかかわる先行に関する事務処理 基準に基づきまして、決定しているものでございます。また、市民公募委員につきましては、 応募のありました15名の方の作文をもとに選考いたしまして、生涯学習部に設置いたしま した選考委員会で審査した結果、2名の方を選出いたしたものでございます。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第22号 西東京市公民館運営審議会委員の委嘱について、は原 案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第6 議案第23号 西東京市図書館協議会委員の解嘱についての専決処分について、及び日程第7 議案第24号 西東京市図書館協議会委員の委嘱について、を 一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第23号 西東京市図書館協議会委員の解嘱についての専決処分について、 及び議案第24号 西東京市図書館協議会委員の委嘱について、は関連しておりますので、 一括して提案理由を御説明申し上げます。

議案第23号につきましては、西東京市図書館協議会委員を委嘱していた保谷第二小学校 長及び田無高等学校長が3月31日付で人事異動したことに伴い、緊急を要し、教育委員会 を招集するいとまがないため、その解嘱について教育委員会事務委任規則第6条により専決 処分したので、これを報告し、御了承いただきたくお願いするものでございます。

その内容につきましては、次ページ以降の専決処分書をご覧いただきたいと思います。

議案第24号につきましては、現在の西東京市図書館協議委員は平成17年4月30日を もって任期満了となりますので、後任の委員の委嘱について、教育委員会事務委任規則第2 条第8号に基づき、御提案するものであります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

内容につきましては、事務局から御説明いたさせます。

名古屋生涯学習部長 それでは、教育長に補足いたしまして、内容を御説明申し上げます。

西東京市図書館協議会につきましては、西東京市図書館設置条例第6条図書館協議会の設置の中で次のように規定しているところでございます。まず1点目でございますが、図書館法第14条の規定に基づき、図書館に図書館協議会を置くこと。2点目につきましては、委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者の中から教育委員会が委嘱すること。3点目、委員の定数につきましては10人以内とすること。4点目、委員の任期につきましては2年とすることといった内容となっております。

恐れ入りますが、議案書をご覧いただきたいと思います。任期につきましては、平成17年5月1日から平成19年4月30日までの2年間でございます。

次に、区分と委員数につきましては、学校教育の関係者 2 名、社会教育の関係者 5 名、学 識経験のある者 3 名となっております。

最初の区分の学校教育の関係者につきましては、小中学校の校長会から御推薦をいただい たものでございます。

2番目の社会教育の関係者につきましては、市民公募委員を2名、関係団体から3名を選出いたしております。市民公募委員の選考につきましては、先ほど御説明いたしました公民 館運営審議会委員の場合と同様、選考委員会によって審査をさせていただきました。

3番目の区分の学識経験のある者についてでございますけれども、都立保谷高等学校校長、都立田無高等学校校長、武蔵野大学の教授の3名を選出させていただいたところでございます。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 社会教育の関係者の市民公募お二人は、何人ぐらいの応募があって、このお二人 が選ばれたのかというのが1点。

それから2点目に、学識経験のある者の中に高等学校の先生がお二人というのは、どうしてなのかなという素朴な疑問でございます。お願いします。

小池中央図書館長 御説明いたします。公募委員の関係でございますが、4月に公募を行いまして、応募論文が9件ございました。4月19日に選考会議を行いまして、論文を評価いたしまして、お二人を選考させていただきました。

それから、学識経験の方ですが、これは若干経過がございまして、旧田無・旧保谷の時代に、田無につきましては、都立田無高等学校の校長先生を学識経験の中で1名委嘱をいたしておりました。また、保谷につきましても同様でございます。

以上でございます。

角田委員 ということは、高校の校長先生はお二人、どうしても図書館協議会委員としては

必要であるということですか。大勢いらっしゃると思うのですが、何かちょっと納得がいき ませんが。

小池中央図書館長 図書館協議会はいずれも30年ぐらい歴史があると思いますが、その中で高校の校長先生でなければいけないという考え方は特段なかったと思います。ただ、今までの図書館協議会の運営の中で、高校の校長先生が図書館協議会の運営につきまして多大な御協力、それから御意見をいただいているという経過もございますので、現状このような形でお願いをしているところでございます。

大後委員 社会教育の関係者の5名の方ですが、先ほどの公募の方も含めて、皆さん旧保谷 地区にお住まいの方なんですが、その辺は何か偏っているんじゃないかしらという気がする んですけれども、どうでしょうか。

小池中央図書館長 先ほども御説明いたしましたように、4月19日に選考会議を行って、市民公募の委員お二人を選考させていただきました。これにつきましては、選考は論文の内容を評価させていただきましたものでありまして、その方の年齢、性別、お住まい等、個人に属することについて評価の対象とはしておりませんので、結果としてこのようなお住まいの方がお二人選ばれました。

それから、社会教育の関係者のお三方につきましては、これまでに図書館の運営にかかわってさまざまな御協力や御意見をいただいている経緯を踏まえて、これまでのお二人を継続いたしました。また、新たにお一人にお願いをいたしました。このような結果としまして、5名の方はいずれも旧保谷地域にお住まいの方となりましたが、図書館としましては、西東京市図書館の図書館協議会の運営につきまして全域的な目配りをいただき、御協力いただけるものと考えております。

以上でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより採決いたします。採決は議案ごとに行います。

議案第23号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第23号 西東京市図書館協議会委員の解嘱についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

議案第24号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(替成者举手)

全員賛成。よって、議案第24号 西東京市図書館協議会委員の委嘱について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第8 議案第25号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解嘱及び委嘱 についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第25号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解嘱及び委嘱についての 専決処分について、の提案理由について御説明申し上げます。 本案については、平成17年4月1日の教職員の人事異動に伴い、委員選出区分のうち市立学校の校長の代表及び教頭の代表が平成17年3月31日付にて解嘱、そして同年4月1日付をもって新たに選任されましたが、緊急を要し、教育委員会を開催するいとまがないため専決処分にしましたので、教育委員会事務委任規則第6条の規定により報告し、御承認いただくようお願いするつもりであります。

その内容につきましては、次ページ以降の専決処分書をご覧いただきたいと思います。 なお、任期につきましては、前任者の在任期間である平成17年8月31日までとなって おります。

以上です。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第25号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解嘱及び委嘱についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第17 議案第34号 平成16年度西東京市立中学校の校長人事の内申 についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第34号 平成16年度西東京市立中学校の校長人事の内申についての専 決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、市内中学校の校長人事の案件であり、本来は3月の臨時会において御提案し、御承認をいただくべきところでございますが、3月の臨時会につきましては教育委員の人事案件がございました関係上、緊急を要し、教育委員会を開催するいとまがないため、教育委員会事務委任規則第6条の規定により専決処分をさせていただいたので報告し、御承認をいただきたくお願いするつもりであります。

詳細につきましては、別紙の専決処分書をご覧いただきたいと思います。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第34号 平成16年度西東京市立中学校の校長人事の内申についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第18 議案第35号 平成17年度教育関係暫定補正予算について(申出)についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第35号 平成17年度教育関係暫定補正予算について(申出)についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、平成17年度教育関係暫定補正予算について市長に申し出の必要がありますが、

緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため、教育委員会事務委任規則第6条の規 定により専決処分をしましたので報告し、御承認いただくようお願いするつもりであります。 詳細につきましては、事務局の方から説明させていただきます。

村野学校教育部長 それでは、議案第35号 平成17年度教育関係暫定補正予算について の専決処分について、教育長に補足して御説明を申し上げます。

さきの3月定例委員会におきまして、平成17年度は2カ月の暫定予算の専決処分をさせていただきましたが、その際、当該暫定予算 当初の暫定予算でございますが によりまして、市民生活への影響が懸念される複数の事業があるため、早急にこれへの対応や、あるいは6月定例議会への環境づくりとして、6月分1カ月間の暫定補正予算を編成することとなりました。

先ほど申し上げました市民生活への影響が懸念される複数の事業でありますが、学校教育部におきましては、青嵐中学校の建て替え事業、あるいは学校の図書室の空調工事、四中の耐震工事等々15事業がございました。こうしたことから、暫定予算になじむ、今まで計上いたしております人件費であるとか、扶助費等の義務的経費を初め、経常的な事務事業、施設維持管理費等、経常的な経常経費1カ月分を今回追加し、さらに、市民生活に影響を及ぼすと思われる事業、これも計上いたしたところであります。

議案書の専決処分書をお開きいただきたいと思います。暫定補正の総額でございますが、24億2,325万7,000円、これが6月1カ月分の経常経費及び市民生活に影響を及ぼす複数の事業の合計でございます。この結果、3カ月の暫定予算といたしましては、合計で教育委員会全体としては33億7,162万6,000円となるものでございます。

補足説明は以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第35号 平成17年度教育関係暫定補正予算について(申出) についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第19 報告事項(1)第1回定例議会報告。

村野学校教育部長 それでは、17年3月の定例市議会の主な質疑について御報告をいたします

詳細につきましては割愛させていただきます。後ほどお目通しをいただきたいと思いますが、今回の3月の定例会は、代表質問で7会派、無所属の方3名からの質問がございました。 学校教育関係では11問の質問がございましたが、ここにお示ししているのは、そのうちの 8問を記載させていただきました。

まず、1点目でございますが、順不同になっておりますが、1点目の日の丸・君が代への 市長の考え方はということで御質問をいただいております。これは、学校におけるというこ とのみではなくて、行政における市長の考え方はどうなのかということでの御質問でござい ました。御承知のように、平成17年に法制化されまして、日章旗及び君が代が定められているところでございまして、学校では学習指導要領に基づき、入学式、卒業式等で国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導していると。西東京市におきましても、その意味を 国歌・国旗の意味でございますが、児童・生徒に理解させるということが極めて重要であるということで、指導要領に基づいて、社会の授業、あるいは音楽の授業、あるいは特別活動においても適切に指導をしているというような趣旨で答弁を行っております。

2点目の教育プラン21でございますが、質問の趣旨といたしましては、今後の西東京市の教育行政をどのような方向に持っていくのかという趣旨の御質問でございました。市長答弁でございますが、御案内のとおり、昨年の11月に西東京市教育計画プラン21が策定されました。したがいまして、この計画に基づいて、学校教育の分野においては、子どもたちの知性、感性を磨いたり、あるいは道徳心、体力を高めるということでございまして、基礎基本を確実に身につける、このような教育を目指していく。

また、生涯学習の分野におきましては、生涯を通じてみずからが学び続けること。あるいは、スポーツ・文化に親しむこと、社会参加ができる機会を充実する。そんなような答弁を行っております。いずれにしても、このプラン 2 1 の実現に向けて、学校、家庭、地域一体となって実現に努力することが重要であるという御答弁をさせていただいています。

次に、教育長の公募につきましてでございますが、現在、全国の自治体で12団体が公募制を実施しております。御案内のとおり、教育委員につきましては、地行法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、一定の要件が求められているということでございまして、特に教育長につきましては、委員会の権限に属するすべての事務にかかわるということ、そしてまた、事務局を指揮監督する立場にあるということでございますので、行政にも練達した者が要請されている。したがいまして、時間をかけて今後検討していきたいという答弁でございました。

次に、4点目の普通学級に通学する障害児の介助員でございますが、これは市長のマニフェストに掲げられている項目でございました。御承知のように現在、障害者に対して、肢体不自由児に限って水泳指導、あるいは郊外活動に介助員を配置しております。この介助員の配置につきましては、今後も障害児教育検討懇談会の検討課題になっているということでございまして、さらに今後制度化が予定されている特別支援教育、これらを踏まえ、今後、教育環境の整備を図っていく必要があると。いずれにいたしましても、課題・問題点もございますので、他市を参考にしながら検討していくという御答弁をしております。

次に、30人学級の関係でございますが、これもマニフェスト関連でございました。御承知のように、学級編制につきましては現在、標準法と呼ばれる法律におきまして40人と定められております。ただし書きで、都道府県の教育委員会が特に必要と認めた場合につきましては40人を下回ることができる、こんな法体系になっております。そこで、東京都の教育委員会でございますが、東京都では40人の基準の改定をする考えはないという考えを持っているために、都下の市町村については40人学級で編制をしているという現状でございます。ただし、30人程度の学級における効果、これも既に実施しているところから明らかでございますので、少人数の指導、具体的には、西東京市の場合、少人数指導、TT、これ

らを今後充実していきたいと。ちなみに、30人学級を市費で実施した場合は10億円程度 の人件費が必要である。人件費のみにかかわらず、複数の課題があるということも答弁して おります。

次に、青嵐中の建て替えでございますが、現在、暫定予算によりまして建替え事業に影響が出ているということで、3月定例会の時点では、19年の4月の開校が困難であるという状況でございました。先ほど暫定補正予算の専決処分の御報告をさせていただきましたが、あちらの補正予算には青嵐中の建替え事業経費が計上されております。したがいまして、3月定例議会の時点では4月開校は困難でありましたが、暫定補正によりまして4月開校の可能性が極めて高まったという状況でございます。

次に、教科書採択でございますが、これは一定のスケジュール、あるいは手続等について の御質問でございました。教育委員会としての答弁を差し上げまして、一定のスケジュール について、こちらに記載されているとおりの御報告、答弁をさせていただいております。

最後の、学校の安全教育、安全確保についてでございますが、3月の定例会直前に寝屋川市の事件等もございました。さまざまな報道もなされております。そういうことから、西東京市の安全対策が現状どうなのかということでの御質問でございました。御案内のとおり、市内の小中学校には巡回警備員、プロの警備員の配置をしている。あるいは、全教員、全児童・生徒に防犯ブザーを配布している。このあたりにつきましては、従前から御報告をしてきたものでございます。また今回、昨年の16年度の予算を流用しまして 失礼しました。あと、緊急通報システム等も配置しているところでございますが、3月定例会の際に、学校に今後「刺す股」等の配置をするということで、さらなる安全対策を講じているという御答弁を差し上げています。

一方、安全教育の面ではセーフティ教室、これを全校で16年度中に実施いたしました。これはロールプレイ、警察官が実際に来まして、役割分担をして、そこでロールプレイをして、子どもたちに演技を見せている。そんなことで、子どもたちが体で体験しているというような御答弁を差し上げたところでございます。

一般質問、代表質問については以上でございます。

次に、陳情が1件ございました。少人数学級の実現を求める陳情ということで、2名の方から陳情をいただいております。先ほど代表質問の際に御答弁申し上げましたようなことで、 委員会では議論をいたしましたが、趣旨採択ということで決定をしております。

学校教育部関係は以上でございます。

名古屋生涯学習部長 それでは私の方から、生涯学習部関係の平成17年3月議会の主な質疑内容について、御報告申し上げたいと思います。

まず1点目でございますけれども、市長への見解を問うという内容でございますけれども、町の文化、歴史の尊重についてということで、市内には下野谷遺跡、社寺、市の文化財等が多数あるといった中での市長の見解を問うというような内容でございましたので、市長の方から答弁がございました。その内容につきましては、文化財につきましては、郷土の歴史、文化を理解する上で欠くことができない。将来の西東京市の文化の向上や発展の基礎をなすものということで認識はしていると。文化財の保護、活用を図りまして、郷土西東京市の歴

史に愛着や誇りを持てるようなまちづくりに生かしていきたいといった旨の答弁があったと ころでございます。

2点目につきましては、下保谷図書館、住吉公民館の移転についてということで、これも市長の方に見解を問うということの質問でございますけれども、市長の方からの御答弁の内容といたしましては、公共施設につきましては、必要最小限にとどめる方向で合意形成に努めていきたいが、現在、移転先の保谷駅南口再開発事業につきましては、就任後間もないことから十分な議論や検証をすることができなかったので、今後、担当からの資料に基づきまして検証を行い、具体的な見直しについて検討したいと考えているといった当時の回答内容でございます。現時点につきましては、3月の末で一定の結論が出まして、事業としては今までどおり進めていくといった内容でございます。その後、地元の地権者、関係団体等の方について市長みずから出席されて説明責任をしている。今後につきましては、市全域にわたりまして、現在では市報、ホームページ等を利用して、今後周知を図っていきたい旨の、昨日の議会でも御報告がありましたとおりの内容となっているところでございます。

ほかに2点ございましたのは、市長の政権公約がございましたのですけれども、その中で2点、早稲田大学のスポーツの連携ということで区分としてありましたので、この辺につきましては私の方から事務的答弁ということで、この間の経過につきまして御説明申し上げたところでございます。早稲田大学との連携につきましての現状ということで、早稲田大学の野球部の協力を受けまして、この間、早稲田大学のグラウンドを利用いたしまして、少年野球を実施してきているということでお話し申し上げております。今後につきましては、この野球教室をきっかけとして、早稲田大学や地域の方々を含めた生涯学習の連携について協議検討していきたいといった旨の御答弁を差し上げているところでございます。

同じくマニフェスト、政権公約のもう1点でございますけれども、総合型地域スポーツクラブの設立についてといったことで、市長の考えはということでございますけれども、これにつきましても、私どもの方から担当として、現在進められておりますけれども、総合型地域スポーツクラブの設立につきましては現在、西東京市総合教育施設の体育館、グラウンドを利用しまして、ここを拠点としまして、地域に開かれたクラブの設立に向けまして、現在準備を進めているといった旨の答弁をいたしているところでございます。

以上が主な質疑と内容でございます。

議案関係でございますけれども、先般、教育委員会において申し出について御議決をいただきました内容につきまして、3月定例会で上程いたしました、西東京市文化財保護条例の一部を改正する条例及び西東京市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例につきましては、2件とも可決ということになっております。

それから、陳情・請願関係でございますけれども、陳情につきまして新たに1件提出されております。図書館休館日の変更を求める陳情ということでございますけれども、内容につきましては、現在、休館日が月曜日でございますけれども、これを変更していただきたい。それとあわせまして、休館日が祝日に当たった場合には、翌日火曜日ですか、祝日になるというような状況がありまして、そのときには定休日ともう1日連休になるといったものを改善してほしいといった趣旨のものでございました。その辺につきまして委員会の方で審議が

ございましたけれども、趣旨採択ということで採択をされているところでございます。

もう1件でございますけれども、請願第4号 全天候型総合和弓場の設置に関する請願に つきましては、この間も継続審査となっておりますけれども、今議会におきましても引き続 き継続審査となっているところでございます。

以上でございます。

竹尾委員長 報告事項(2)児童・生徒数、学級数について。

富田学務課長 御報告申し上げます。児童数・学級数状況表でございます。

お手元の資料、恐縮でございますが、1枚目が小学校でございます。2枚目をおめくりいただきます。こちらが中学校でございます。そして、その右の下をちょっとご覧いただきたいと思いますが、「本表の児童生徒数は、学籍上の数値である」ということでございます。でございますので、若干実数とは異なってまいります。その差につきましては、長期不登校、1年以上の不登校につきましては、いわゆる実数。東京都の方でいいますと、学級編制同意の協議書と申しますか、そちらの方は下げております。ですので、こちらについてはあくまでも学籍上の数値であるというふうにご覧いただきたいかと思います。

以上です。

竹尾委員長 報告事項(3)学校医等の委嘱について。

富田学務課長 御説明申し上げます。

ご覧いただきますように、こちらについては、小中学校の学校医等委嘱をさせていただきました一覧でございます。小中学校におきましては、内科、眼科、耳鼻科、歯科、薬剤師、それぞれにつきましてはお一人ずつの先生をお願い申し上げておりますが、2枚目を恐縮ですがおめくりいただきますが、整形外科、神経科、精神科はそれぞれ全校を担当していただいております。なお、任期につきましては2年間ということでございますので、平成17年の4月1日から平成19年の3月31日までというふうになってございます。

以上です。

竹尾委員長 報告事項(4)平成16年度適応指導教室「スキップ教室」在室生徒の中学卒 業後の進路について。

村野学校教育部長 それでは、スキップ教室の卒業後の進路について御報告をさせていただきます。

御案内のとおり、不登校児が通うスキップ教室ということで、昨年度、16年度におきましては、当時の3年生が13名おりまして、それぞれの進学先がこちらに記載されているとおりであります。そして、昨年との比較でございますが、一昨年度ですね、15年度は11名の方が卒業をされております。今回は13名ということで、進学先につきましても、今回からエンカレッジスクールとチャレンジスクールというものの分類がされましたが、おおむね同じような数値ということでございます。

以上です。

竹尾委員長 報告事項(5)西東京市史跡公園整備構想報告書について。

宮寺社会教育課長 それでは、西東京市史跡公園整備構想について御報告いたします。

この報告書は、史跡公園整備構想懇談会より報告書が提出されましたので、この報告書に

基づいて御説明いたします。

まず、この冊子になっております、2枚めくっていただきまして、目次をご覧願いたいと 思います。この報告書は、第1章で整備構想策定にあたって、第2章で史跡公園整備構想、 第3章で今後に向けてという3章立てで構成されております。

第1章では、整備構想策定の目的や下野谷遺跡の概要等が記述されております。第2章では、この報告書の中心となる史跡公園整備構想について、基本的な考え方やゾーニング、施設配置イメージ等が検討されております。第3章では、今後の課題等を整理したものでございます。2章が中心ですので、2章以外については後ほど詳しくご覧になっていただければと考えております。

それでは、9ページをご覧いただきたいと思います。構想の基本的な考え方として、初めに1といたしまして、史跡公園の目標を6項目設定いたしまして、基本理念として「みんなでつくり・育てる、縄文を体感できるひろば」ということで、基本理念としております。

3番目としまして、基本方針として、公園の目標を受けて基本方針を設定しております。

12ページをお開きいただきたいと思います。ゾーニング及び動線計画といたしましては、公園予定地を近隣環境と一体的に整備できるよう配慮して、下野谷遺跡の特徴を考慮しながら、公園のエントランス等の設定を検討いただいたものです。

最後に、整備構想のまとめとして、先ほど御説明いたしました基本理念、基本方針に即して施設を整備するということでまとめられております。

17ページをお開きいただきたいと思います。配置図のイメージとしては、公園予定地の北側、石神井川に面したところに竪穴住居跡をレプリカ等で復元し、中央は見晴らしのいい草の広場として、南側には縄文の森として、縄文時代の木々を植栽するという配置ということになっております。

この整備構想を今後生かしていくために、史跡公園の築造担当の都市整備部に要望として 既にこの報告書を引き継いだものでございます。

以上でございます。

竹尾委員長 報告事項(7)平成17年度公民館事業計画について。

島崎保谷公民館長 それでは、御説明申し上げます。

お手元に「17年度西東京市公民館事業計画」をお配りしてございますが、表紙をめくっていただきまして、事業方針等につきまして御説明を申し上げることで、それぞれ6館の個々の事業が多岐にわたっておりますので、内容については省略させていただきたいと思います。 まず、西東京市の公民館の事業方針でございます。上の部分に書いてございますが、中ほどに、学習権を保障する公的な教育機関として、また、学習文化活動の地域の拠点としての役割、この辺をしっかりとらえた上で、地域をつくる人材の育成、この辺を大きな事業方針としているところでございます。

そのような方針に基づきまして、年間の活動目標ということで、地域をつくるにはまず人が人をつくることが基本であるというようなところから、地域課題の把握、またその課題の解決、そのための施設としての役割、これをきっちり果たしていこうということで目標を掲げているところでございます。

そのような目標を持って事業を実施していくわけでございますが、事業については、それぞれ対象別、あるいは項目別にも加わっておりますが、重要な事業は当然のことながら充実していくものでございますけれども、特に今年度重点的に考えているものとしましては、重点事業として3点ほど掲げてございます。

まず、青少年の居場所づくりと意思決定の援助。特に居場所づくりにつきましては、公民館等社会教育施設に求められている部分が多いということもありまして、地域の組織と育成会、あるいは児童・民生委員の方たちとも一体となって、公民館を使った一つの事業として展開していこうというようなところでございます。それからあと、青少年に対する事業を実施することによりまして、みずから率先して地域にかかわる、あるいは活動するような青少年を育てるような事業も展開していこうというふうなことを考えているところです。

二つ目に、障害者学級の充実。西東京市の公民館では、特に旧田無地区、旧保谷地区とも障害者に対する学級を設定しておりまして、これは毎年のことなんですが、卒業がない学級なもので、なかなか高齢化も進んでいるというところで、16年度から谷戸公民館にもうつ、いわゆる41歳以上の学級も設定してございます。その辺をより充実させていこうというところで、重点目標に掲げてございます。

それから、3点目になりますけれども、地域課題を考える事業の推進。これは、今問題になっております、いわゆる2年後ぐらいから始まります団塊の世代が大量定年を迎えて地域に帰ってくる。この方たちへの公民館としての取り組み。これも今ごろから進めていかなければいけないだろうというところから、今年度、まだ具体的な内容はそれぞれこれから考えるような形。これは成人教育の中での事業になりますので、さまざまそれぞれの館でこのような団塊の世代を対象にした事業を展開していこうということで、重点に掲げているものでございます。

これは、あくまでもまだ本予算が通ってございませんので、本予算に対応した内容という ことで御理解いただきたいと思いますが、このほかに研究するとすれば、公民館保育室のも うちょっと広範な活用を考えていこう、その辺を重点に考えているところでございます。

内容につきましてはお読みいただきたいと思います。雑駁ですが、以上でございます。 竹尾委員長 報告事項(8)平成17年度図書館事業計画について。

小池中央図書館長 平成17年度の図書館事業計画について、御説明いたします。

恐れ入ります、お手元の資料の1ページをご覧ください。図書館の運営方針について主な要点を御説明いたします。1番目の目標ですが、図書館は、生涯学習の拠点として、市民の 創造的学習への援助を行い、市民が期待する図書館サービスを提供いたします。

次に、2の指針ですが、平成17年度図書館事業計画を図書館運営の指針といたします。 事業計画につきましては、この後で御説明いたします。

次に、3の重点事業ですが、三つほど重点事業を御説明いたします。

最初に、(2)の公民館・図書館整備計画の策定ですが、この事業は、既存の公民館・図書館施設を今後リニューアルして、市民の利用しやすい施設環境を整えるために、公民館と図書館が協働で取り組むものであります。平成17年度は、施設整備の考え方をまとめるため、市民参加による懇談会を立ち上げ、御協議していただきたいと考えております。

次に、(6)の子ども読書活動推進計画の策定ですが、西東京市における子ども読書活動 推進計画を今年度中に策定いたします。策定に当たっては、図書館、学校教育部、児童青少 年部、小中学校関係者などとの協働事業として取り組みます。また、市民参加による懇談会 を設置して広く内外の御意見をいただき、西東京市にふさわしい計画を策定するために御協 議いただきたいと考えております。

次に、(11)の開館30周年事業の実施ですが、西東京市図書館は、その前身である旧田無市立中央図書館が開館した昭和50年8月から数えて本年でちょうど30年となりました。これを祝い、30周年記念事業を実施したいと考えております。市民や利用者の皆様には今後楽しい企画をお寄せいただき、また御協力をいただくようお願いしていきたいと考えております。

以上、重点事業について御説明いたしました。

次に、4の課題ですが、この中で2点ほど御説明いたします。

(1)の開館日時、休館日等の検討ですが、これにつきまして、さきの3月議会において、 休館日の見直しに関する陳情をいただいた経過もございます。図書館としましては、開館日、 開館時間、祝祭日の図書館開館などを総合的に調査研究し、市民へのサービス向上を図って いきたいと考えております。今年度は、このために図書館の中にプロジェクトチームをつく り、利用者の声も十分にお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、(4)の利用者懇談会ですが、図書館はさまざまな課題を解決していかなければならない状況にありますが、このために、利用者の御意見をお聞きする機会がますます必要となっております。本年度は積極的に取り組んでいきたいと考えています。

恐れ入りますが、2ページをご覧ください。2ページから5ページまで、平成17年度の 図書館事業計画をお示しさせていただきました。

1番目の図書館資料の収集と保存から、施設・備品の整理、利用者と情報の安全管理といった、全部で16項目の事業を計画しています。内容について詳しい説明は割愛させていただきますが、よろしくお願い申し上げます。

以上、図書館の事業計画を御説明いたしました。

竹尾委員長 報告事項(9)平成17年度菅平少年自然の家事業計画について。

宮寺社会教育課長 菅平少年の家の事業は、前年度同様、移動教室の受け入れと、一般市民への施設提供の二つということになっております。移動教室の受け入れにつきましては、市立の小学校19校を受け入れ、全校を受け入れる予定でございます。

それから、少年自然の家の職員は、児童が安全に伸び伸びと活動できるように、現地の案内や引率教員への協力など、移動教室活動の補助を行います。それから、一般市民への施設提供では、社会教育施設として、利用者にとって安全快適であるよう施設管理を行い、より効率的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

計画については書面のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

竹尾委員長 報告事項(10)田無第四中学校の盗難事件について。

大町指導課長 先週の4月18日月曜日に発生いたしました田無第四中学校のパーソナルコンピューター盗難事件に関しまして、御報告いたします。

本事件につきましては、4月18日月曜日、午前1時9分に田無第四中学校職員室及び校長室で機械警備中の空間センサーが反応し、異常が認められたため、機械警備会社の警備員及び田無警察署員が、同日1時20分に現場へ急行いたしました。異常を感知した職員室では、校庭側南のアルミサッシ引き戸が少し開いた状態になっておりました。しかし、特に部屋を荒らされた形跡はなかったため、物をとらずに逃走したと判断し、機械警備会社より副校長あてに電話連絡を行っております。

同日の朝7時30分に副校長が現場点検を行ったところ、職員室に配備されておりますデスクトップ型パーソナルコンピューター3台のうち、コンピューター1台、電源コード1組、マウス1個がなくなっていることに気がつきました。学校においては、直ちに田無警察署に通報し、被害届を出すと同時に、警備会社とともに現場検証を受けております。

盗難に遭ったこのコンピューターは業務用コンピューターで、市教育委員会内の学校ネットワークに接続されているものでございます。学校からの報告によりますと、盗難に遭ったパーソナルコンピューターのハードディスクに保存されていた情報は、第3学年の「学年だより」、平成17年4月発行分第2号から第11号までの文書ファイル、それから社会科地理の資料、それと、過去に実施した期末考査の範囲表とのことでございます。

この中の「学年だより」の一部に3年生20名分の生徒会代表委員就任に当たっての決意、及び新3年生になっての感想や決意など、クラスと生徒、フルネームで掲載されております。なお、この「学年だより」は全3学年生徒に配布されているものでありますが、西東京市個人情報保護条例に照らし、個人が特定されるとのことで個人情報と判断し、市長部局に依頼し、セキュリティー対策会議を開催いたしました。

その会議で決まりましたのは、まず被害の拡大防止といたしましては、第3学年の「学年だより」に掲載されていた生徒20名の保護者を対象に事件の経緯説明と謝罪、不審な電話等への注意喚起を本日中に行うこと。各小中学校長に対し、個人情報保護の徹底と管理体制の強化の指示を改めて行うこと。さらに、盗まれたパーソナルコンピューターの設定情報を悪用されることを防ぐため、可能な限り速やかに第四中学校のネットワーク全体の設定を変更することといたしました。

保護者への連絡につきましては、対象となった20名すべての生徒の保護者に対し、同日午後8時20分までに連絡がつき、御理解をいただいたところであります。また、ネットワークの設定変更につきましても、19日に作業を終えたところでございます。次に、被害の復旧でございますが、業務への影響を最小限にするため、かわりのコンピューターを配置することとし、この作業も19日中に終了しております。

事案の公表につきましては、19日午後3時30分から田無第四中学校においてPTA役員会を開催し、事件の報告と今後の対策をお知らせし、役員の皆様方にも御理解をいただいているところでございます。全家庭には校長より20日付で文書でお知らせいたしました。プレスの発表につきましては、18日の午後8時過ぎに広報広聴課において行いました。また、翌日の午後5時には市のホームページ及び教育委員会のホームページに事件の内容、盗難に遭ったパーソナルコンピューターに保存されていた情報、対応の状況を掲載しております。

今後の再発防止策といたしましては、まず防犯対策といたしまして、施設への侵入防止策を講じること。具体的には、各学校及び警備会社あてに改めて窓、扉などの施錠の確認を行い、目視だけではなく、実際に窓、扉に触れて確認するなど、教職員と学校警備員との連携を密に図ることを前提に、個々教職員の安全管理義務に対する意識を高め、それをもとに校内の安全管理体制の充実を図ることを全教職員に求め、徹底を行うよう要請したところでございます。

また、個人情報の管理については、パーソナルコンピューターのみならず、情報の外部漏えい、改ざん、消失などの日常的教育活動において適切な対応をするよう、各小中学校長あて指導を行ったところであります。また、このたびの事件を受けて、デスクトップ型のパーソナルコンピューターにワイヤーかぎの設置を順次進めていくことにいたしました。また、このような事件を未然に防止するとともに、被害を最小化、局所化するため、学校関係者によるセキュリティー組織及び学校向けのセキュリティーポリシーの整備を早急に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、事件の概略を報告させていただきました。

竹尾委員長 報告事項 (11) 西東京市スポーツに関するアンケート調査報告書について。 富所スポーツ振興課長 西東京市のスポーツに関するアンケート調査報告書について報告させていただきます。申しわけございませんが、お手元にこのグリーンの報告書でございますが、よろしくお願いしたいと思います。

アンケート調査の概要につきましては、1ページ、2ページに掲載してございますので、 御参照いただければと思います。

アンケート調査の結果を一部報告させていただきますと、11ページでございますが、スポーツへの関心度ということで、一般市民のスポーツへの関心は、「好き」と答えた人が8割となってございます。スポーツに関して好意的な市民が多いことがわかりました。児童・生徒は「好き」と答えた人はほぼ9割を占め、一般市民以上にスポーツに対して好意的な割合が高く、また小中高校生は、年齢が高くなるにつれて少しずつ好意的な割合が低下していることもわかりました。

やっているスポーツ、やりたいスポーツでございますが、一般市民が現在やっているスポーツでは、ウォーキング、散歩が最も多く、今後やりたいスポーツは、ヨガ、気功、太極拳などが多かったようでございます。

一般市民のスポーツをやる頻度、14ページでございますが、一般市民では、週1回以上スポーツをしている人の合計は、多摩地区と比較すると若干高いようでございますが、全国と比較すると低くなってございます。また、児童・生徒の実施率も全国的に見て低いこともわかりました。

16ページをお開きください。スポーツ活動頻度の満足度でございますが、一般市民のスポーツ活動頻度に対しては、「満足している」と答えた人は半数に満たないが、中学生は満足している人が7割程度、高校生については満足している人は半数以上となっております。一方で、小学生は満足している人は4割にも満たないようになってございます。その辺がわかりました。

また、18ページでございますが、スポーツをやらない理由としまして、一般市民は「仕事や家事、育児、介護、勉強等が忙しくて時間がないから」が最も多く、スポーツ以外の事情でスポーツをしていないことがわかりました。小学生は「スポーツが苦手、下手だから」が最も多いようです。

スポーツ自体に理由があるのに対して、高校生では「他にやりたいことがあるから」、中学生では「スポーツをする場所がないから」がそれぞれ最も多く、スポーツ以外の理由が多いことがわかりました。

最後になりますが、59ページをお開きいただければと思います。59ページに、今、本市で進めております総合型地域スポーツクラブの関係の認知度なんですが、一般市民では、総合型地域スポーツクラブを知らないと回答した人が8割を超えています。認知度の低さがうかがえたものでございますが、今後の市民周知を、市報等に掲載することも含めまして、クラブ設立準備委員会とも調整していきたいなと考えているところでございます。

詳細な集計・分析については、75ページ以降に報告されておりますので、後ほど参照していただければと思っております。

スポーツ振興計画の策定を17年度に予定していることから、この報告書を基礎資料としまして活用していくものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。一括して質疑を受けます。

角田委員 幾つかありますので、一つずつ。

3番の学級数の人数、小学校、中学校の児童数・学級数状況表なんですが、1点、学校選択で校区内以上に極度に増加した、もしくは極度に少なくなった学校があるのかどうか、その人数がもしわかりましたら教えていただいて、その理由等も。といいますのは、なぜかといいますと、ちまたでは100人も移動したといううわさが流れております。そんなことないはずであるとは言いましたが、ここで確かな数字を教えていただきたいと思います。

富田学務課長 恐縮でございますが、正確な数字を今持ち得ておりませんが、今、委員の100という数字は、そこまで行った学校はございません。

角田委員 どうしましょう。では、この次に出していただけますか。

富田学務課長 はい、わかりました。

竹尾委員長 詳細な資料があったら、報告をしてください。はい、どうぞ続けて。

角田委員 では、8番の公民館の件について伺います。公民館の事業で青少年の居場所だとか、青少年に対するいろんな学習の機会というのが重点項目に挙がっておりますが、この6館の中の保谷公民館では、非常に青年期教育というのに力を入れていらっしゃるんだなということで感心したんですけれども、この参加の傾向はどうなんでしょうか。今までの実績によって恐らく今年度のが決められたと思いますが、また、ほかの公民館は比較的青年期の教育や講座が少ないようにも思いますので、各公民館によって特色があっていいと思うのですが、このあたり、ちょっと御説明いただければありがたいかなと思います。

島崎保谷公民館長 特に保谷公民館におきましては、駅前という地域性も活用しながら、青年期教育に力を入れていこうというふうな考えを持っております。特に今年度の計画のやぎ

さわアカデミーという、これは中高生を対象に、小学生から中学生、場合によっては高校生等を対象にしているんですが、なかなか参加者が少ないという現状がございます。かといって、少ないからやめてしまうということも、公民館事業として、社会教育事業としてはいかがなものかということもありますので、呼びかけをしながら、また興味等を探りながら展開していこうということで、苦慮している状況が現状でございます。そんなところです。

角田委員わかりました。大変ですね。でも、大切なことですね。

島崎保谷公民館長 ちょっと追加で申し上げますが、ただ、特に居場所事業につきましては、今年度、芝久保公民館で改めて、あそこは地域が非常に結束している地域の方たちがおりますので、その方たちと連携した形での居場所事業、第1回目の懇談会的なものを設定しまして、具体的内容を考えていこうというようなことも考えてございます。

以上です。

竹尾委員長 この中身についてまだ質問ありますか。公民館に限らず11項目全部、報告事項について御質問がありましたらどうぞ。角田委員、ほかにどうぞ。

角田委員 ほかの件でよろしいですか。

竹尾委員長 はい。

角田委員 2点ばかりあるのですが、一つはPTAに関する件です。PTA会費というのは、自主参加で会費が 結論から言えば、教育委員会としてはどのように指導しているかということを伺いたいのですが、PTA会費で、教職員が会費を納めない。その理由としてはメリットがないからというふうにして、教員がPTA会費を納めないということについて、どのように指導されているのかというのが伺いたいわけです。やっぱりPTAというからには、P、T、Aの活動をするために職員は一致協力していくのが当たり前ではないかと、今まで私はそのように考えておりましたが、この辺は西東京市のPTAに対する指導というか、協力というか、そのあたりがどのように行われているのか、ちょっと伺いたいなと思うのが1点。

もう1点は、先日、文部科学省の方から、総合学習の時間を削減してでも主要教科の授業をふやすことも可能ではないか、なぜならば学力が低下しているからというようなことが新聞に出ておりましたが、西東京市の場合はこういったことに関してはどのような見解を持っているのかというのがお聞きしたいんです。

竹尾委員長 わかりました。ただいまの2点について、PTAについて教育委員会として指導しているのかどうかをまず指導課長の方から。

大町指導課長 PTAにつきましては、教育委員会として特に指導はしておりません。各学校ごとの任意団体ということで、各学校のPTAとか、いろいろ名前はありますけれども、その会長になられた方と、PTAの組織が入っている場合と入っていない場合がありますけれども、校長が話し合って、そのようなことがないように職員を指導していくというのが本来の姿だと思います。

中村統括指導主事 文部省の授業時間の設定につきまして、または授業内容につきましては、 基本的には学習指導要領の標準授業時数がもとになってまいります。西東京はということに なりますと、これはすべて公立学校ですので、今述べました学習指導要領の標準授業時数を 下回らないことが一つの大きな基準になるわけでございますので、ですから、特に西東京独 自というよりも、逆に文部科学省の学習指導要領がどう次回改訂されるか、そこを受けて 我々がまた西東京で展開していかなければならない課題だととらえております。

角田委員 わかりました。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

報告事項を終わります。

以上をもちまして平成17年第4回西東京市教育委員会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午 前 1 1 時 3 7 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員